

いのち

生命のにぎわいとつながり

No.43

平成27年5月

風薫る5月、生きものの世界では一年の中で最も活動的な季節になります。身近な公園で新緑や花をめで、里山、里海では豊かな自然に触れる。私たち一人一人が生物多様性を感じとれる自然環境を守り、育てていくことが大切です。

本号では、国による新たな外来種対策として「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」の策定について紹介するとともに、平成27年3月7日に開催した「平成26年度生命(いのち)のにぎわい調査フォーラム」の開催結果についても報告します。

外来種対策の新時代へ 「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」の策定



図1 千葉県で確認された外来生物

[1] ナルトサワギク、[2] ハリエンジュ (撮影:本松 週)、[3] ワニガメ、[4] オオキンケイギク (撮影:勝野友博)、[5] カオグロガビチョウ (撮影:戸崎安司)、[6] アフリカツメガエル、[7] ウシガエル (撮影:和田信裕)、[8] オオフサモ (撮影:森 将憲)、[9] カミツキガメ、[10] アカボシゴマダラ (撮影:望月政樹)、[11] アライグマ、[12] ミシシippiaアカミミガメ (撮影:和田信裕)

1 外来種対策を行う背景

平成27年3月26日に環境省と農林水産省による「我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」、及び環境省、農林水産省、国土交通省の3省による「外来種被害防止行動計画～生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて～」が発表されました(図2)。これまで、外来種については、2005年に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」によって規制されてきました。特定外来生物に指定された外来種は、輸入が禁止されるだけでなく、飼育、栽培、保管や運搬、譲渡し、野外への放出等が禁止されています。本リストと計画は、どのような背景のもとに策定されたのでしょうか。

CONTENTS

- 1 外来種対策の新時代へ
「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」の策定 1
- 2 平成26年度生命(いのち)のにぎわい調査フォーラムを開催しました 3
- 3 千葉県の外来種(キョン) 4

2010年に名古屋市において「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が開催されました。そこで採択された「愛知目標」とは、2011年から2020年までの10年間で、生物多様性の損失を止め効果的かつ緊急の行動を実施するために策定された20の個別目標です。その9番目の目標に、「侵略的外来種が制御され、根絶される」という外来種に関する課題が掲げられました。愛知目標を受けて環境省は、2012年に「生物多様性国家戦略2012-2020」を発表し、愛知目標の達成に向けたロードマップとして48個の国別目標を設定し、その中で外来種に関連する目標に、①侵略的外来種リストの作成、②「外来種被害防止行動計画(仮称)」の策定、③優先度の高い侵略的外来種の制御・根絶、の3つを掲げました。

このように、生物多様性を保全しようという世界的に大きな流れの中で、これらのリストと行動計画が策定されました。



図2 「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」

2 生態系被害防止外来種リスト

このリストは、さまざまな主体が外来種対策を推進し、国民の生物多様性保全への関心を高め、適切な行動を呼びかけるためのツールとして作成されたものです。リストには429種が掲載されており、2005年に制定された外来生物法によって規制されている特定外来生物や未判定外来生物だけでなく、その他の侵略性の高い外来種や国内由来の外来種等も選定されている点が特徴です。

表1 生態系被害防止外来種リストの категория分けと代表的な種類(図1で紹介している種類は太字になっています)

カテゴリー	内 容	代表的な種類
[1]定着予防外来種	国内に未定着だが、定着した場合には生態系への被害のおそれがあるため、導入の予防や発見された時の早期防除が重要視されている外来種	
[1-1]侵入予防外来種	国内には侵入していない	ジャワマンゲース、ヒアリ
[1-2]その他の定着予防外来種	侵入の情報はあるが定着が未確認	ワニガメ属、外国産クワガタムシ
[2]総合対策外来種	国内での定着が確認され、生態系等への被害のおそれがあるため、防除や普及啓発など総合的な対策を講ずる必要がある外来種	
[2-1]緊急対策外来種	緊急性が高く、積極的に防除を行う必要があり、なおかつ防除手法が確立されている等、対策の実効性がある	アカゲザル、 アライグマ 、キョン、 カミツキガメ 、 アカミミガメ 、オオクチバス、セアカゴケグモ、アメリカザリガニ、ナガエツノゲイトウ、 オオフサモ 、 オオキンケイギク 、 ナルトサワギク
[2-2]重点対策外来種	甚大な被害が予想され、防除の必要性がある	ハクビシン、 カオグロガビチョウ 、チュウゴクオオサンショウウオ、 ウシガエル 、関東以北及び島に侵入したスマガエル(国内外来種)、タイリクバラタナゴ、カダヤシ、 アカボシゴマダラ大陸亜種 、オランダガラシ(クレソン)、コマツヨイグサ、ホテイアオイ
[2-3]その他の総合外来種	被害の深刻度が不明	ワカケホンセイインコ、 アフリカツメガエル 、ハクレン、ソウギョ、ナンキンハゼ、ヒメジョオン
[3]産業管理外来種	産業上重要で、生態系等への影響も小さいと考えられる外来種。利用にあたっては、逸出を防ぐなど適切な管理を行う必要がある	ニジマス、セイヨウオオマルハナバチ、キウイフルーツ、 ピワ 、 ハリエンジュ(ニセアカシア)

リスト掲載種は、[1]定着予防外来種、[2]総合対策外来種、[3]産業管理外来種、の3つカテゴリーに分けられています(表1)。

なお、環境省は、外来生物法において規制の対象とはならないものの適切に取り扱うべき外来種を「要注意外来生物」として公表していましたが、今回の生態系被害防止外来種リスト作成により、そのカテゴリーは解消されました。

3 外来種被害防止行動計画

この行動計画では、日本の外来種対策を総合的に推進するために、「8つの基本的な考え方」(表2)、国、地方自治体、民間団体、企業、研究者、国民など「各主体の役割と行動指針」を示し(表3)、127個の「国として実施すべき行動」を掲げています。

表2 外来種被害防止行動計画における「8つの基本的な考え方」

① 普及啓発・教育を推進し人材育成する
② 対策の優先度を踏まえる
③ 侵略的外来種の導入を予防する
④ 効果的・効率的な防除を推進する
⑤ 国内由来外来種へ対応する
⑥ 同種の導入による遺伝的攪乱について対応する
⑦ 情報基盤をつくり調査研究を推進する
⑧ 国際貢献など、その他の対策

「国として実施すべき行動」は、「8つの基本的な考え方」に沿った、具体的な行動計画を列挙したものです。いくつかの例は以下ようになります。

- ＊ 認識・理解・行動の各段階に応じた普及啓発活動を行う
- ＊ 地方自治体における外来種に関する条例・外来種リストの策定を促す
- ＊ 市民参加型調査による、外来種の分布情報を収集し提供する

表3 外来種被害防止行動計画における「各主体の役割と行動指針」

主体	行動指針
国	外来生物法に基づき規制し、国外からの導入を防止
地方自治体	地域の外来種に関する条例・リストを作成し、地域の外来種対策を実施する
事業者	外来種問題を発生・悪化させないため、適正な管理を実施する
メディア等関係者	正確な情報を発信する
NGO・NPO等の民間団体	国民参加による防除や普及啓発活動を実施する
自然系博物館・動物園・水族館・植物園	適正飼養を徹底し、情報を発信する
教育機関	教育現場において外来種問題を取り扱う
研究者・研究機関・学術団体	防除の実践に役立つ研究を行う
国民	外来種被害予防三原則に則って行動する

4 “主流化”に向けて

今後、これまで外来種問題を主導してきた「外来生物法」に加え、「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」が、日本の外来種対策の3本の柱となっていきます。これら3本の柱が、外来種対策を主流化する、すなわち、さまざまな社会活動の中で外来種対策が主要な課題であると認識する社会づくりを支えていくことになるでしょう。



図3 外来種対策の3つの柱

現在、千葉県では2008年に策定した「生物多様性ちば県戦略」に基づいて、県内の外来種対策に取り組んでいます。具体的には、県内に生息が確認されているアカゲザル、アライグマ、キョン、カミツキガメ等の特定外来生物について、防除実施計画を策定し、防除を実施しています。また、県内の外来種リストについても動物及び植物でそれぞれ作成されています。今後は「外来種被害防止行動計画」を踏まえた総合的な外来種対策の推進を検討していくこととなります。

「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」の策定を機に、各主体が(もちろん“国民”としてのみなさん一人ひとりも)、改めてそれぞれの役割について考え、行動を始める時なのだと思います。

(高山 順子 千葉県生物多様性センター)

いのち
**平成26年度 生命のにぎわい
調査フォーラムを開催しました**

平成27年3月7日にフォーラムを開催し、調査報告のとりまとめや生物多様性に関する情報提供、並びに団員相互の意見交換を行いましたので、概要を紹介します。

参加者は69名でした。

1 講演「千葉県の自然公園」

生物多様性センター 熊谷 宏尚

千葉県は県立自然公園発祥の地であり、今年千葉県立自然公園誕生80周年です。現在、県内には大利根、富山、嶺岡山系、養老深谷奥清澄、高宕山、九十九里、印旛手賀、笠森鶴舞の8つの県立自然公園と、南房総国定公園、水郷筑波国定公園をあわせて10の自然公園があり、海外の例とともに自然公園が生物多様性保全に果たす意義について解説しました。

2 報告「調査団の生き物調査報告のデータ解析」

生物多様性センター 御巫 由紀

報告「地理情報システムを用いた生物の生息分布と周辺の土地利用について」

東京情報大学 鈴木 裕也・中村 光一

3 調査団員からの情報提供・観察事例紹介

①「シジュウカラの巣」 塀の隙間でみつけたシジュウカラの巣の観察結果を、写真と絵でユーモラスに報告。
高山 日奈子

②「北印旛沼の現状とそこに暮らす野鳥12カ月」 印旛沼で建設されるソーラー発電施設と、かつてその周辺に暮らしていた四季折々の野鳥の姿を多数の写真で紹介。
和田 信裕

③「房総半島の砂浜海岸のさかなたち～砂浜海岸の知られざる生命の営み～」 南房総保田海岸等の砂浜で見られる生き物を、地曳網等による調査風景を交えて紹介。
青木 友寛

④「美浜区埋め立て地区の自然観察(高浜中)」 造成後40年になる埋立地に位置する高浜中学校の校庭の生き物観察と、ケガをしたアオバズク幼鳥の保護について報告。
高見 等

4 その他、報告・情報交換

①「水辺の生き物調査のすゝめ」

生物多様性センター 鈴木 規慈

②「春の主役、チョウの紹介」

生物多様性センター 中込 哲

③団員1000人記念品授与

団員番号a1000番となられた二上明久様は残念ながらご都合が悪く出席いただけませんでしたが、ご家族のみち子様、俊久様、英久様に記念品を贈呈しました。

5 平成26年度写真コンテストの審査結果

フォーラム参加者の投票により、応募34作品から最優秀賞と優秀賞を決定しました。これらの作品は今後、センターの年報の表紙等に掲載させていただきます。また、他の応募作品も県刊行物等に活用させていただきます。今年度は新しい試みとして、応募全作品を中央博物館のトピックス展として展示しました。

トピックス展「生命(いのち)のにぎわい」

～生命のにぎわい調査団 生物多様性 写真展～

会期：平成27年3月10日(火)～5月10日(日)

場所：中央博物館第2企画展示室

主催：中央博物館・生物多様性センター

(御巫 由紀 千葉県生物多様性センター)



最優秀賞 「しつこいアブ(アオバズク)」 和田 敦子さん



優秀賞 「紅葉とカワセミ」 戸崎 安司さん

千葉県の外来種

キョン



千葉県南部の山中や林縁で、体高 40～50cm くらいの小さなシカのような動物を見かけることがあります。キョンです。オスには短い枝角があり、シカの仲間だと分かります。もともとは中国南部から台湾に生息する動物で、日本には生息していなかったのですが、現在は千葉県と伊豆大島に定着しています。なぜだか、キョンと聞くと八丈島に生息していると思う人がいるようですが、今のところ八丈島には分布していません。

千葉県では、勝浦市にあった観光施設から広がったと考えられています。近年、県南部を中心に急激に数を増やしており、分布域も拡大しています。いすみ市内にある私の自宅周辺は、特にキョンが多い地域で、毎日のように庭にキョンがやってきます。可愛い動物ではあるのですが、鳴き声がうるさく、草花を食べて糞をしてくれるのが困ります。他にも、農作物への被害がある他、植生への影響も懸念されています。

キョンは、外来生物法により特定外来生物に指定されており、千葉県では防除実施計画を策定して対策を実施しています。もちろん、キョンに罪はありませんし、防除と聞くと不快に感じる方もいるかもしれませんが、ですがこの小さな動物が千葉の自然に大きな影響を及ぼしていることを知っていただければと思います。

千葉県キョン防除実施計画

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/choujuu/kyon/documents/kyonkeikaku.pdf>

(村田 明久 千葉県生物多様性センター)



生物多様性ちばニュースレター No.43 平成27年5月31日発行

編集・発行 千葉県生物多様性センター(環境生活部自然保護課)

〒260-8682 千葉市中央区青葉町955-2 (千葉県立中央博物館内)

TEL 043(265)3601 FAX 043(265)3615 URL <http://www.bdcchiba.jp>